

# 東郷町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成27年4月

東郷町 通学路の安全を考える会

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において教育委員会、学校、警察、道路管理者等（関係機関）が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

このような、通学路の安全確保に向けた取り組みを引き続き行うため、平成26年度に関係機関の連携体制を構築し、「東郷町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように継続的に通学路の安全確保を図ります。

## 2 通学路安全対策検討会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「東郷町通学路の安全を考える会（以下、検討会）」を設置しました。なお、必要に応じてアドバイザー等、第三者の意見を求めています。

- (1) 東郷町教育委員会教育部長
  - (2) 東郷町教育委員会教育部学校教育課
  - (3) 東郷町経済建設部建設課
  - (4) 東郷町総務部安全安心課
- \*アドバイザー等として、考えられる団体等
- (1) 愛知県愛知警察署
  - (2) 愛知県尾張建設事務所維持管理課
  - (3) 愛知県尾張建設事務所道路整備課 等

## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 合同点検

通学路の合同点検を検討会構成メンバーで毎年1校ずつ、実施します。なお、必要に応じて、第三者への参加も依頼します。実施時期は夏休み中を目途に行います。

(3) 対策の検討、実施

合同点検の結果を踏まえ、検討会で対策が必要と確認された箇所ごとの具体的な対策案を所管する関係機関で検討し、効果的な対策実施に努めます。

また、対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(4) 対策の確認及び効果の把握

合同点検の結果に基づく要対策箇所について、対策内容や進捗状況を、検討会で確認し、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。

また、「対策箇所図及び対策一覧表」を作成し、関係機関で認識を共有します。

4 箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係する小中学校に情報提供するとともに、その結果を公表します。